**意　見　陳　述　書**

　　　　　　　　　　　　　（被告国の責任）

原告ら訴訟代理人

弁護士　中　野　直　樹

　私は、被告国の責任に関する本日付け書面の内容について述べます。

１　訴状における原告らの主張

原告らは、２００２年遅くとも２００６年までの間に、福島第一原発において万が一にも津波をかぶって炉心損傷が起こることのないように、経済産業大臣は、適切な規制権限を行使して、被告東京電力に万全の津波対策をとるよう法規制すべきであったのに、これをしなかったことは違法である、と主張しています。

２　準備書面（３）の概要

準備書面（３）では、規制できる権限を持っている国が、その権限を適切に行使しなかった場合に違法と評価されることについて、筑豊じん肺や水俣病などに関する四つの最高裁判所判決を比較・分析して、判断枠組みを明らかにしています。

被告国は、答弁書において、「規制権限を行使するかどうかについて裁量が認められている事項については、第一次的には行政機関の判断が尊重されるべきである」と主張しています。これは、裁判所に対し、司法は一歩下がって行政機関の裁量を尊重すべきだと言っていることになります。しかし、この国の主張は、最高裁判決を読み誤っています。最高裁判決は、国が規制できることになる、その根拠となる法令の趣旨・目的が、被害者の被害利益を直接に保護しようとしている場合には、裁量は問題とならず、行政機関は適時適切に規制権限を行使することが求められる、と判断しているのです。

原子力は、本質的に他の科学技術とは異質の危険を抱えています。にもかかわらず、被告国が、あえてリスクの高い原子力発電所を設置し稼働させるのであれば、万が一にも炉心損傷の事故を起こして、国民の生命や健康、環境を侵害することがないよう、あらゆる危険性を考慮した安全対策をとることが求められます。ここが、本件の違法性を判断するうえでの大事な視点です。本件における規制権限の根拠となる法令の趣旨・目的をみても、法律が経済産業大臣に権限を与えた趣旨が、原子力の危険から、国民の生命や健康、環境に対する安全を確保することを主要な目的の１つとしていることは明らかです。経済産業大臣は、万が一にも福島第一原発が炉心損傷に至る事故を起こさないよう、技術の進歩や地震、津波などの知見の進歩にあわせて、適時適切に規制権限を行使することが強く求められているのです。以上が、準備書面（３）で指摘したことです。

３　準備書面（６）の概要

次に、準備書面（６）は、規制権限の行使が求められる原子力発電所に対する安全規制の法的な仕組みと、事故発生時において、被告国が、必要なシビアアクシデント対策を法規制に取り込んでいなかったことを主張しています。

いくつか具体的に述べます。

第１．わが国の商業用原発は、福島第一原発を含め、すべて軽水炉型です。これは、被告国の決定に基づき、米国の技術を導入したものです。軽水炉型原発は、核分裂による大量の高熱の発生を使って蒸気を発生させる一方で、大量の水の循環による熱の除去によって熱の発生をコントロールしています。このバランスが崩れると、瞬く間に炉心の温度が急上昇します。綱渡り的な発熱と除熱のバランスをとっているのが、冷却材である大量の水の循環です。電源がすべて喪失してしまうと、水を循環させることができず、たちまちのうちに炉心溶融に突き進みます。電源は原子炉の暴走を食い止めるために何が何でも確保しなければならない装置です。軽水炉型は、原子力それ自体の危険性に加え、もともと冷却システムに本質的な脆弱性を有しているのです。このため米国において、設計段階での事故想定だけで安全を確保することの限界が認識され、１９７９（昭和５４）年のスリーマイル島原発事故を機に、シビアアクシデント対策、つまり設計段階での想定を大きく上回る事故への対策の必要性が認識され、法規制が強化されてきています。私たちは、こうした規制強化の歴史を押さえる必要があります。

第２．原子力安全委員会が策定してきた安全確保のための指針などは、経済産業大臣が規制権限を行使する際の実質的な基準となるべきものです。２００１（平成１３）年から５年間にわたって、４８回開催された耐震指針検討分科会では、地震に伴う事象（出来事）――これには津波も含まれます――が検討対象となり、地震による原子炉施設の損傷が「同時多発的」に起こりうることが認識され、その対策が検討されました。その結果、２００６（平成１８）年に改訂された指針に、不十分ながら、津波対策が組み込まれました。ところが、同じ２００６年に、経済産業大臣は、電気事業法に基づく技術基準に関する省令――経産省が策定する命令で、法律の下に位置づけられるものです――を改正した際、軽水炉型原子炉の安全確保の要である冷却装置を動かす電源システムについて、わざわざ、短時間の全交流電源喪失だけを考慮すれば足りるとしました。これは、万が一の事故も起こさないため、技術の進歩や地震、津波等の知見の進歩に合わせて、適時適切に規制権限を行使することが経産大臣に強く期待されていたのに、それに反するものでした。

第３．スリーマイル島やチェルノブイリの事故を経て、万が一にも炉心損傷に至る事故が起こらないよう対策をとることが国際的な要請となりました。具体的には、設計段階での想定を慎重に設定することとあわせて、設計段階での想定事故を大幅に超える事故が発生し、炉心が大きく損傷する恐れのある事態が万一発生したとしても、それが過酷事故――シビアアクシデントといいます――に拡大するのを防止するための対策が、各国でとられ始めたのです。このシビアアクシデント対策として、国は地震・津波などを想定すべきでしたし、事業者に対し、万が一にも全交流電源喪失という事態が生じないよう万全の措置を講ずることを義務づけるべきでありました。

第４．１９８０年代以降、シビアアクシデント対策は国際的に進展し、１９９０年代以降、わが国の巨大地震・津波に関する知見もめざましく集積されてきました。そして、わが国においてもシビアアクシデント対策を構築することの必要性が認識されてきました。しかし、１９９２（平成４）年時点で、原子力安全委員会によるシビアアクシデント対策見送り、通商産業省によるシビアアクシデント対策見送り、原子力安全委員会による全交流電源喪失対策の見送りという経過となりました。そして、本件事故を防ぐラストチャンスであった２００６（平成１８）年、国際的なシビアアクシデン対策の進展、最新の地震・津波等の知見を踏まえれば、経済産業大臣は、地震・津波等を対象としたシビアアクシデント対策を事業者に義務づけることが強く期待されていたにもかかわらず、これをしませんでした。この被告国の不作為について、国会事故調査委員会・政府事故調査委員会は、被告国が、シビアアクシデント対策を法規制としてしまうと、原子炉の稼働率が低下してしまうのでこれを嫌ったこと、そして「原子炉の安全」宣伝と矛盾し、訴訟対策に不利になることを懸念したことに、その動機があったと指摘しています。

第５．福島第一原発事故が発生した後、経済産業大臣はすぐに省令を改正してシビアアクシデント対策を規制化しました。また被告国の行政指導で、わずか１年４ヶ月の間に、関西電力大飯原子力発電所３号機、４号機において、安全面の観点からはそれでも極めて不十分ながらも、津波浸水防止対策等がとられました。仮に本件事故まで４年余り前であった２００６（平成１８）年までの間に、被告国が、被告東京電力に対し、福島第一原発において、このような津波浸水防止対策をとることを義務づけていれば、本件事故は十分に回避することができたはずです。

以上が、準備書面（６）で原告らが主張したことです。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上